

組織の広域化により地域が元気になるための研修会

開催のお知らせ

農業従事者の減少や高齢化、後継者不足が進む中、今後、集落や組織同士の広域の連携が非常に重要となってきました。

中山間地域等直接支払制度では、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定等について集落戦略を作成した場合、交付金の遡及返還が当該農用地のみに緩和されました。15ha以上の広域化によって集落協定参加者の心理的な負担が軽減される等の効果が期待できます。

そこで、複数集落で組織を1本化し、地域が活性化している京都府与謝野町の滝・金屋農業振興会※の取り組みから、広域化に向けたノウハウやポイントを学び、取組活動の発展や地域が元気になるために研修会を開催します。

※滝・金屋農業振興会は、中山間とまるごと組織を集落を超えて一本化。1ターンの新規就農就農者の配偶者を事務員として雇用し、事務を一元化するなど農家の負担を軽減。H27豊かなむらづくり全国表彰事業 近畿農政局長賞受賞。

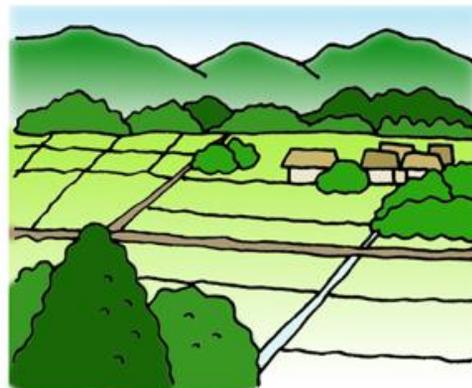
日時 **平成29年3月11日（土） 14:00～16:30**

場所 **守山商工会議所**

（守山市吉身三丁目11番43号）

※駐車台数に限りがあるため、公共交通機関利用
または乗り合わせでご来場ください。

対象者 中山間地域等直接支払制度、世代をつなぐ農村まるごと
保全向上対策に取り組む集落関係者、集落連携に関心
のある方等 約100名



主催 滋賀県農政水産部農村振興課

実施内容

- ①状況報告：「中山間地域等直接支払交付金」「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の実施状況等について（滋賀県 農村振興課）
- ②講演：「集落の垣根を越えて中山間、多面的(まるごと)組織を1本化！事務の効率化が図れ、地域が活性！」（滝・金屋農業振興会（京都府与謝野町））
- ③質疑応答、意見交換

申し込み方法・問い合わせ先

3月6日（月）までに裏面の「参加申込書」により、滋賀県農村振興課あて
（TEL 077-528-3961, fax 077-528-4888）、FAX等でお申し込みください。

FAX: 077-528-4888 (農村振興課 農村企画係あて)

e-mail: gh01@pref.shiga.lg.jp

締切り: 3月6日(月)

**組織の広域化により地域が元気になるための研修会 (H29.3.11)
参加申込書**

代表者連絡先

市町名	組織・集落名	氏名

ご講演いただく先生への質問などがあれば、ご記入ください。

.....

.....

.....

.....